

# 第4回「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会議事録

日時：平成22年8月4日（水）

午後3時30分から5時30分まで

場所：県庁行政庁舎15階 企業局会議室

## 1 開会

## 2 挨拶（佐藤 敏悦 座長）

## 3 議事

【佐藤座長（以下座長）】ありがとうございました。

まず、最終的にはこの報告書（案）に收れんしていくわけですけれども、その前に資料1・2について何かご意見・ご質問あれば承って、その上で、報告書について議論をしていきたいと思います。

論点整理につきましては、大体こういう感じかなと思っています。「最後まで取組宣言を実行するためには」という部分がやはり一番難物なのかなという感じです。モニターの方の活用という意味においての方向性については大体打ち出されたという感じを受けます。それで、資料2です。私もこの資料を拝見させていただいて、「へえ」と思ったのですが、こんなにチェックがされているのかと。このチェックを受けた上での宣言ということであるならば、何らかの、一定のアドバンテージみたいな形を取りうるのかなと、その部分をもう少しアピールしてもいいのかなという感じは実際問題として受けました。

よく分からなかつたのですが、（資料2に関して）法52条の営業許可を要する・要さないという部分だけ、簡単に説明いただけますか。

【赤尾】①法52条営業許可を要する施設というのは、早く言えば、次のページにあります飲食店営業、これは食堂とかレストランとかお弁当屋さんとか、そういう風な施設です。販売業関係では、真ん中辺りになりますけれども、乳類販売業、いわゆる牛乳を売っているところは乳類販売業の許可が必要となります。それと、食肉販売業とか魚介類販売業、これは肉・魚を売るお店ですね。スーパーやコンビニになりますと、この3つを扱っているお店が多いので、この許可が必要となります。製造業関係で数として多いのは菓子製造業ですけれども、これはあくまでも自分のところでお菓子とかケーキとかクッキーとかを作って、販売するとか、卸すとか、そういうような施設になります。あと、製造業でいろいろ、総菜製造業とか味噌とか出てくるのですけれども、主に菓子製造とかが一番多いです。

次に②営業許可を要しない施設はどういうものかというと、（資料2の）3枚目にありますけれども、お菓子でも単なる販売だけです。駄菓子屋さんとか、自分の所では作らないけれども、子ども達に箱菓子を売るとか、仕入れて販売するとか、お土産物を扱うとか、そういう販売店。野菜果物販売業というのは、早く言えば八百屋さんとか、直売所とかですね。そういう風に、許可のいる牛乳とかは扱わないでくださいけれども、野菜とか果物を売るお店とか。同じお弁当を扱う場合でも、自分の所では作らないで、単に店頭で販売するだけとか、A店さんとかですね。そういうような形ですと、飲食店営業の許可のいらない、弁当の販売業、いわゆる食品販売業とか、そういう形でカウントされることになります。あと、許可がいらないということで入ってくるのが、給食施設とかです。給食施設も、学校給食とか許可はいらないでけれども、監視の対象にはなっております。

添加物販売業ということで出てくるのですけれども、これは塩とかを売るお店も、添加物に分類されますので、ここでカウントされます。これで一応、法 52 条の許可を要する施設と要しない施設ということで計上されることになります。この食品衛生指導員ですけれども、これは食品衛生協会が、各支部ごとに営業所の中から、見識・経験・キャリアという形で、指導員を食協の会長さんが委嘱しまして、この指導員が、大体自分達の市町村内の衛生指導などを行います。例えば、今日欠席されていますけれども、ささ圭さんも岩沼食協さんの指導員なんです。それで、閑上地区のお店を指導員の立場で巡回して、衛生指導などを行っているという形になっています。

【座長】ありがとうございます。ということで、この資料 1・2 に基づいた部分で、今回新たに出てきたわけですけれども、これを踏まえて、県民総参加運動の報告書について議論をしていきたいと思います。

はじめにという部分については、こんなものだろうという程度で。

現状と課題は、これまで議論したとおりです。

3 主な論点整理以降の部分でご意見をいただきて、改めてここはこう書き直した方がいい、もしくはこういう提言を改めて盛り込んだ方が良いという部分が出てまいりましたら、そこについてご意見を頂戴して、1つのまとめに持っていくことを考えております。

8 ページ、主な論点整理のところですが、ここにつきましては、消費者モニターの部分は、2つの意見が主流であって、1つは消費者モニターがモニターとして積極的に活動できる事業を検討すべきである、合わせてモニターのこれが県の施策にどのように反映されてきたかという部分をきちんとフィードバックすべきである、この2つの意見に、基本的には集約されるのであろうと私自身は理解しております。ですので、この2つの部分を担保できるような変更、及び施策を打ち出していただくということで、この消費者モニターについては、かなりの部分いけるのかなということが、これまでの議論を伺ってまとめの部分を検討する際にはその辺を考えているということでございます。

15 ページの最後でございますけれども、「県は消費者教育を行いたいのか、あるいは消費者を活用した幅広いモニタリングを行いたいのか不明だ」という意見がございました。消費者教育よりはモニタリング調査に重点を置いた方が良いという意見があるわけですけれども、確かに消費者モニターという、モニターという言葉の持っている意味合いからすれば全くその通りなのだろうなという風には思うんですけども、一方で、消費者モニターの中から消費者のリーダー的な存在というものを、やはり育てていく、もしくはこの方達が率先してそういう立場で消費者教育を含めて引っ張っていくような役割を、県として期待しているのではないかと。もう一方で言えば、そういう立場を育てていくことを平行していかないと、なかなか全体として回っていないのかなという感じを受けたものですから、私としては、リーダー的な方達を、やはり消費者モニターの中からも出していけるような、そういうあり方というものを探っていっていただきたいというのを、意見として添えさせていただいたつもりです。この辺は、皆さん、特にお二方、モニターをすでにやってらっしゃる方がいらっしゃるので、その辺はご意見を伺えればという風に思っているのですが。いかがですか。

【植松】やはり消費者モニター、モニターという言葉にとらわれるわけではないのですけれども、モニターというものと消費者教育というものは別個のものかな。やはり、モニタリングというのは、自分達の消費者としての、宮城県の食の安全安心とかが本当にどのような形で行われているのか、例えば表示とか、そういう面を中心に確認していく。おかしいなと思ったことは、例えば宮城県にあげていって、これはどうなっているのか確認すると。そういうことがある一方で、確かに消費者教育というのも必要だと思うのです。それは宮城県だけの問題ではなくて、事業者自らも消費者教育を行う必要があるわけです。その消費者教育というのは、確かに、今食肉検査場とかも見て参りましたけれど、例えばこういった検査場に限らず、それぞれの事業者側が公開できる部分についての情報発信という形で消費者教育を行うということが一番いい形だと思うんです。

それをサポートしていっていただきたいのが、宮城県、行政なわけです。宮城県として、消費者に対して教育することも当然あると思うんです。宮城県としては、食の安全についてはこのようなことを実施していますという情報発信で、具体的な内容はこのようなものなんですかということを、情報を発信するのが消費者教育になると思うんです。情報発信というだけで。消費者教育というのは、本当に幅が広すぎることなので、モニターの中からリーダー的な役割を育成していくというのは結構難しい話かなと。逆に、事業者側が、例えば、いろいろな消費者との接点を持って、教育を行ったり、逆に、事業者が持つ消費者のネットワークからあがってきた意見を、宮城県側がいかにくみ上げて、宮城県全体としての施策に反映していくことができないのかとか、そういうことを期待したいです。たまたま私はB店にいたからなのですけれども、必ず消費者相談室みたいなところがあると思うのです。各流通に。大手スーパー、中小スーパーを含めて、スーパーで食品を買って、宮城県の人達が食生活をどのくらい営まれているかといったら、8割くらいはたぶんそうではないかと思うんです。表示とかのウォッチャーというのも当然一つの方法であるのですけれども、直接お店にあがっていく意見も、食に関して、表示に関することもそうですけれども、たくさんあるはずですね。私達は宮城県のモニターとして公募されて応募してチェックはしますけれども、毎日ご来店いただいている多くのお客様がモニターなわけです。その人達が、不平不満があったこととか、疑問に思ったことは、それぞれの店に直接意見を言ったり、ご意見承りカードみたいなものに書いて意見を言っているはずですね。そういった意見が、恐らくそこの段階でストップされているのが現状だと思うんですね。それを、当然プライベートなこともあるので、全部が全部というわけではないのですけれども、宮城県の食の安全に関することとか、そういったことで、公に、ネットワークで、今こういう風に消費者が感じているみたいな声を総括できる場がないのではないかと思うんです。そういうところをやはり行政が仕切って、意見をまとめる必要もないとは思うんですけれども、それぞれの営業方針に従って活動していることなので、ただ、宮城県の食の安全ということに関して意見を聴取していく場があってもいいのではないか、今そういうところが欠如しているのではないかと思うのです。せっかくいろいろな大手スーパーさんとかがあって、ほとんど生活はそこを中心として回っていると思うのです。そこにあげられている意見がどんな意見なのか、宮城県が把握されていないということ自体が、逆におかしいという気がするので。私個人として、宮城県の消費者モニターに応募したのは、あくまでも表示とかいろいろなものを、例えば工場見学のチャンスがあったりすれば、勉強したいとは思いますけれども、それは逆に各事業者の方から、「うちはこういったことについて、工場見学を募集します」といった時に応募する方が楽かなと。かえってそっちの方が、深くいろいろ聞くことができるかなと。

【座長】では、今のお話は、別の意味で次につながる、要するに、取組宣言とモニターの連携という部分につながる、非常に示唆があるのかなという感じを受けますので、そこは次につなげさせていただきたいと思います。

一つ、消費者教育を行いたいのかモニタリング調査を行いたいのかという言い方からすれば、基本的にはモニタリング調査だと。それはそれで問題ないと思いますし、先ほど、最初に申し上げたように、モニターに何を期待するかと言えば、当然それは、もっとモニターとしての仕事をやっていただきたい、それからモニター側からすれば、自分達がやった仕事に県からフィードバックを下さいという、その二つが重なるという意味においては、ある意味では十分完結するのだと思うのです。問題はその中で、それをあえて消費者教育と呼ぶのかどうかということになると、それはちょっと違うのかと。あえて言わなくていい。

【植松】あえて言わなくていいと思うのです。何故かと言うと、消費者も自ら勉強していかなければいけないわけですよ。今勉強する手段というのは、昔と違って意外にオープンになっていて、インターネットもあるし、宮城県の情報もすべてインターネットで見ることができるし、各事業者側の情報もインターネットからという、勉強の方法はいろいろあるわけですよ。工場見学にしろ何にしろ。なので、むしろそれは別にしていいのでは

ないかと。むしろ、宮城県として、消費者に対して啓蒙していかなければならないのは、食の安全とか、そういったことで、例えばこの時期にはこういったことに注意しましょうというもので十分かなと。

【座長】であれば、一つの提案として、15ページ一番下の「なお」以降を全部削除してですね、ここを消費者モニターと取組宣言のタイアップの部分に、ある意味では、何らかの形で振り替えていくというような形の方がいいような感じを受けるのですが。

【植松】 そうですね。取組宣言については…。

【座長】これは次で。正直申し上げると、モニターについては、「今後詰めていく必要がある」というのは、どういう風に詰めるのかというのは、議論はありますが、ここまで、モニターについては完結するのかなという感じを逆に持ったのですけれども。

【桔梗】消費者教育という話の中ではまず論点は、モニタリングの調査を行いたいのか、教育を行いたいのかという時に、県としては両方だと私は思うのです。その中で、消費者として、ウォッチャーだとかモニターとかというところに応募する人の気持ちはどうなのかといったら、食品の安全安心と言われている中で、自分の住んでいる宮城県はどういう取り組みをしているのかなということが、まず私は疑問でした。逆に言ったら、県民たる私に、県は何を教えてくれるのかなということが、私はすごく微妙だったので、全国の中での宮城県の宮城県民に対する制度だったり、学びのシステムだったりとか、そういう姿勢みたいなものが学べるかなと思って私は期待していました。ただそこにフィードバックがなかったというのは、あり方検討会で検討して、このように新しいプランになってきたところなので、これに関しては、両方だと思っています。

逆に、一番最後にある「モニターの中から消費者のリーダー的な存在を輩出できるよう」というところについてどうですかという先ほどの質問をいただいた時に、私の中で、消費者のリーダー的存在の輩出とは何だろうとまずは考えました。私の市民団体の生活の安心安全快適というものを求めた、皆で学んで考えて、知ったことを伝えてという活動をしている中で、私もひとり、その中の消費者のリーダー的存在かなと自分では認識を持っていますし、それ故に、今回あり方検討会に応募した、それでここにいるというのが現状なのですけれども、もしかして、そういうリーダーをたくさん輩出したいということなのか、逆にもっと広く捉えると、例えば市民団体とか運動とかそういうものだけではなくて、例えば学校給食の中の栄養士さんとか、保育所の中の栄養士さん、その栄養士さんという職業のカテゴリーがあったりとか、お店屋さんというところのカテゴリー、販売者というところのカテゴリーがあったり、生産者とか製造者とかのカテゴリーがあった時に、その方達もいわゆる消費者にはなるわけで、そこから考えるモニターからのリーダーを輩出するということもあるのかなと想像したのです。ただ、いかんせん、それをどういうカテゴリーだけでリーダーを輩出するのか、逆に育てるのか、逆にその人達で集まつてもらって、あり方検討会ではないのですけれども、また一つの組織を作ることを目的に置くのか、それによってもリーダー的存在の輩出というのはどうなのだろう。また、そういう風な考えを持ってくると、官民主導型の輩出というのがどうなのだろうというところにいて、あくまで、官だからうまくいくとか官だからだめという話でもなくて、これはすごく難しい問題だなと。答えが私の中で出なかつた。そこら辺を模索して考えていかなければいけない問題なのではないかと思いました。

【座長】逆に言うと、この一行によって、モニターをこうしていきましょうという方向がもう一回ひっくり返ってきている可能性があるかなという感じは受けるのですけれども。別立てにしますか。どうでしょう。「なお」以降をとりあえず削除するということで、モニターについては、モニターという形にだけ限定してしまって、この少数意見は別途改めてもう一度宣言のところの議論の中に收れんさせる形で、一旦外させて下さい。となると、そこ以外のところはどうですか。

【桔梗】さきほどの部分についていいですか。ただ、この意見というのは、今まであまり出なかったような意見と、今までの話のところからちょっと発展的な言葉も入っていて、すごくいいなと私は思っているので、や

はりこれは何かの形でこの施策が生きていくといいと思います。

【座長】はい。では、モニターについては、方向性と、大体基本的なラインについてはこれでよろしいですか。

では、取組宣言の方へ入らせていただきます。ここについてはいくつかテーマがあるのですが、一つには、取組宣言をするということのメリットをどのようにきちっとアピールするのかということ、それからもう一つが、したけれどもさっぱり目立たないという部分をどのように担保するのか、もう一つはやはり、先ほどから出ておりますように、消費者として、それはモニターも含めてですけれども、取組宣言をしたという方とどのように切り結んでいくのか、その部分かなと。今度はそれぞれ生産の立場と、消費者に向かうという立場があるわけで、改めて、取組宣言者としての、生協という部分はどうなのでしょう。

【入間田】少し前に戻るようですけれども、モニターについてはすごく練られていて、これがいい形かどうかは分からぬけれども、随分明確に改善されたという感じがするのですけれども、取組宣言の方に関しては、分量的に見ても分かるように、苦労しているのだなという感じがいたします。ずっと一貫して言われているのが、宣言者に対してのメリットということ。ここで改めて、新たに加わったメリットとは何かというと、モニターとの連携、制度のPRも、していないと言われていても結構頑張ってやっていたこともあるので、やはりもう少しメリットを明確にしていかないと、この会議の議論の中の結果としては少し薄いのではないかと思うのです。それで、一つ、資料2として出された、監視指導数とかですが、東北六県と比べてすごく多いというのは分かったのですが、東北が少なすぎるということはないのですか。

【赤尾】結局いろいろ見ると、地理的影響というのがあるのですね。県によっては冬期間、12月から3月まで、あまり監視に行くことができないということとか、いわゆる監視というのは1日に複数店舗回るのですけれども、集積していればしているほど、1日に回れる店舗は多くなるんです。ところが距離的に、保健所からa店舗行って、b店舗、c店舗と回った時に、a店舗からb店舗に行く時、早く言えば、仙台市というのは非常に効率的に回れるのです。ところが、私も栗原にいたことがあるのですけれども、栗原というのは、1日にまわれる件数というのはどうしても限られてきてしまうのです。たどり着いてそこのお店の人にいって、いろいろ話をしている、そしてまた次の店に行くという時に、どうしても、固まっていればいいのですけれども、点々とばらついている。それと、一人で回るか、複数で回るかという違いも結構出てくるのです。慣れている監視員ですと一人でもいろいろ回れるのですけれども、ただどうしても、監視員で慣れていないと、複数で回らざるを得ない部分があると。そういうものが積み重なって、どうしても県によってばらつきが出て来る部分があります。

【入間田】宮城県は少なくとも52条の営業許可を要する施設というのは、1年に一回は回れているという。

【赤尾】そうです。ただ、その店によってばらつきは当然出てくるのですけれども、数の括りの中ではそういう形に。

【菅原】ちなみに、データとしましては、平成20年度の全国平均では88.8%の監視指導率になっております。

【入間田】そうすると、全国平均よりも高いということですよね。何かそういうことを、結局、安全宣言したコンプライアンスを、県がきちんと担保しているというか、そういうことを県が認証というかね、そのこともきちんと言えないのかなと思いました。

それから、モニターさんには、モニターだよりとか、たくさんの情報が新たに加わりましたよね。しかし、宣言者、事業者に対しての、積極的に県からの情報提供というのは、ここでは唱われていませんよね。要するに、今、食の安全は日々いろいろなことが起こっていて、国からもいろいろな通知が出されていて、それは事業者が自分で取りにいかなければならないものなのかも知れないけれども、そういう、モニターさんに対して情報提供するといったレベルのことでも、事業者さんは取りにいったりとか、今起きているカンピロバクターの今のような話とか、そういうのはなかなか分からなかつたりするというのは、それは事業者の責任と言われ

てしまえばそうなのですけれども、県からもう少し積極的に取組宣言者に対して、モニターさんに対するレベルの情報の根拠まで出すだけでも、情報としては、私は使えるのではないかと思ったりしているので、モニターさんに作るシステムを、こちらの事業者に対しても作っていただいて、新たに別に作るわけではなくて、それをメリットとして県のHPを検索しやすく見直しを行うというのと、県からの情報提供を、メールを登録したところに対しては積極的に送るということもできないかなと思いました。

【座長】要するに、目に見える形でのメリットを、何かの形でやはり与えないとまずいのだろうという。そういう意味では、例えば数の上では一番多い生産者の側の取組宣言については、具体的にどうでしょう。相原さん、こういうメリットが欲しいというのはありませんか。

【相原】例えば、また話が戻ってしまいますけれども、農協に一括して、4月に米の栽培計画を、私達生産者は出すだけなのです。それについての監視とか、その後どうなっていますかということは農協はしないので、とにかく書類を出してくれみたいな、それのみなのです。だから、環境保全米にしている人は農薬1回だけだと言われているのに、そういうことをちゃんとなされているのか、本当は2回やっているのではないかと疑わしく、私達も農家同士で、あんなに草が出ているのに本当にやっているのかじらとか、なりますよね。農協から、その後お米の状態はどうだとか、そういうことが一言もないで、漠然とした、膨大な資料、履歴を書いただけの、形だけの安心安全の取り組みでいいのかなという気はしていました。野菜の場合は、前にも言ったとおり、抜き打ち検査もありますけれども、お米に関してだけは、そういうものを出すだけで、あとは農家の方に何の連絡もないし、農協が巡回するわけでもないし、全然、安心安全との関係が直接伝わっていないという状況なのです。その辺をどうするかということを、やはり常々思っています。事業者さんと私達生産者とはまた違うのでしょうかけれども、やはりそこにはモニターさんからのお話があって動くという、そういうことも必要なのではないですかね。

【植松】私達消費者から見ると、事業者さんとか生産者さんは、例えば生産者さんの場合だと、農協がもっと頻繁に、いろいろな農業に関する指導とか、今こんなものを作つたらいいのではないかとかというアドバイスとか、そういった、当然安全安心に関する農薬のこととかですね、そういったことをもっと指導しているのかと。

【相原】例えば私の所なんかで、よそから間違って通路に除草剤をかけられて、そしたら稻の形がおかしくなってきて、そういう時はすぐ農協に電話して、こういう状態は米がこの状態で稻は育つかというみたいに、そういうやりとり、営業関係で、相談事とかはします。たまに田んぼも見て下さい、今この状況で、大変虫にやられているので、例えばどういう農薬がいいですかとか、そういうやりとりはしますけれども、実際に、環境保全米にして、計画や報告は出しますが、農薬を何回使っているかと聞かれたこともないし、状況はどうですかという調査はありません。

【植松】こちらのイメージとしては、農協が一生懸命に、環境保全米を作っている人とかに巡回を頻繁にして、例えば生育状況のアドバイスをしたりとか、管理のアドバイスをしたりとかしているのだろうと勝手に想像しているところもあったし、逆に例えばささ圭さんみたいに蒲鉾工場だったら、保健所の方が頻繁に出入りして、安全に関する例えば工場のチェックとか点検とか、そういうしたものについて、密にやっているからこそ安心安全があるのかなど、単純に思うわけです。だから、巡回指導というのが、すごくまめになされていることに、安心安全を感じる。そういったことが、事業者さんとか生産者さんとかのメリットなのかなと、勝手に思っていました。

【相原】やはり、中に入っている方に、直接農家とすぐ結びついているのであれば分かるのですけれども、その間を教育しないと。

【植松】だから、このみやぎ食の安全安心で、事業者さん側においては、はつきり言うと、保健所だったり農

協だったりがしっかりと指導するという姿勢に入ってないと難しいのかなと、正直思っています。だから、この取組宣言自体の組織の問題もあって、組織論として、例えばみやぎ食の安全安心という会議の母体があったとしたら、その指導下に、例えば保健所とか農協とか、漁協連合会とか、先ほどの畜肉製造の自主組合みたいなところがその指揮下に入るみたいな、何かあった時に、食の安全安心の事務局からそういったところにすぐチェックが入るとか、そういう形になっているのかなという素朴な疑問はあったのですね。だから、農業の人については農協がしっかりとマネジメントしているという。

【相原】野菜に関しては、農協を通して、来ますよ。

【植松】漁業については漁協さんがしっかりとマネジメントして、畜肉については畜肉組合さんがしっかりと業者さんをマネジメントしているという感じがあって、さらにその上で、統括した形で、食の安全安心推進委員会みたいなものがあって、そこに消費者モニターというのが連携しているのかなと、勝手に思っていたのです。だから、あまりにも隔たった農協の姿勢とかを聞くと、どこにその安全が担保されているのかなと思ってしまうんですよ。

【座長】例えば、全体としての農協とかという観点になると、確かにそれは、個々の場合難しくなってきます。一つの例として、角田・仙南の農協とCさんがタイアップしている、一種のCブランドのお米なんかについて言うと、逆にC側からのチェックが入るわけです。だからあそこが担保要件なんです。

【植松】だから、そういうものがあって、それを取組宣言でやっていれば安心だと思うし、そういうものがたくさん増えていけば、宮城県全体としての食の安全安心みたいなものが、なるほどと理解できるようになると思うのですけれども、そういうところが消費者に見えてこない。

【入間田】環境保全米はそういうことを本当は目指しているはずなのですよ。

【座長】本来はその通りなのですよね。

【相原】一生懸命推進しています。

【入間田】だから、チェックも含めて。

【座長】GAPなんかも、ものすごく事細かい指導要件みたいなものがあって、それをチェックかけていくと、確かにやっていることはやっているのですけれども、ある意味では日常的なことですから、でも、それをやはりやっているかやっていないかという部分を農家側にチェックをかけさせるとかですね、かけてもらって、それを集約するとかいうことは、やはり環境保全米を考えていく上では重要な要素なのですね。ただ、今のところそうなっていますかというと、単純に、例えば農薬で言うと何要素のうちのなんぼとか、科学肥料であればなんぼのうちのなんぼというのは、一応そういう枠組みになっていて、GAPと環境保全米が完全に一体化した形で動いているわけではないのですね。

【植松】例えば、食の安全において、環境保全米だけにしているのだったら、例えばどこの農協は、うちには環境保全米何十%を目指しますとか、そういう取組宣言だったら素直に理解できるのですよ。

【座長】それは現にやっているのですよ。ただ、新たな取組宣言の中にそれを入れるか入れないかというのは、今議論しているところですけれども、それはあり得ると思いますよね。農協単位で登録しているのであれば、例えば農協が取組宣言をする中で、うちは巡回指導をどれだけやっていますとかね、実際のGAPならGAPの指導をどれくらいやっていますみたいなことを取組宣言の中に入れて下さいと。だから、要するに、そういう物言いをして取組宣言を担保させるということは必要なかも知れません。

【桔梗】生産者さんと関わってきて、消費者の私がという部分で、仕事も関わってきた中で、すごく今のお気持ちもよく分かるし、たぶん私も何年か前までは、農協がそうしてやっているからとか、そういう何か担保が農協だと、どこどこのCだとかというのは、安心の担保という風に私は思ってきたのですけれど、現場に入つてみると、農協何とかに入っているから担保されているのかというと、全然そうではなくて、やはりおっし

やられるように、別に指導に来るわけでもないし、全ての認証は、例えば有機 JAS とは言わないけれども、何とかという認定を受けた作物というと、ペーパーだけで通って、ペーパーだけで申請してそれでOKで、指導も監査も来ないという。JAS法に接触するようなものは来ると思いますけれども、それ以外のものは特に来ないという実態をよく聞いていたのです。ただ、生産者さんの方でどうやって作った物を売っていくかと言つた時に、農協何とかという組織の中に入っていない人はほとんどないので、農協を通して、農協の心意気が高い、もしくは農協全体でのプランディングをしているところだと、農協のところに自分のところのものを納品することによって売れるから、どういう風に作ったらしいのですかと自分から聞いていても、どうやつたら農協が言っているように作ったらしいのっしゃという風に聞きに行く姿勢ができる、自分のところも一生懸命作るというところで、一つの何とか農協というブランドで担保されて物が出て行くというのがあるのだけれども、逆に、俺は違う、俺は環境保全米ではないんだ、違う何とか米なんだというところの生産者さんももちろんいて、その人達は担保されるのは何なのかと言ったら、自主流通米という形になって、結局そういうところはそれなりに資金力があったり、米の生産量があったり、食べ物の生産量があったりして、それは自分のところのバイヤーをつないで出していくという、また違った担保がある。でも、それは非常に付加価値があって、例えば普通の農家さんだと 30 キロ 8 千円ぐらいでようやくその辺に売れる物が、10 キロ 3 万円で売れている生産者さんも実は私は知っていて、そういうところはどうするかというと、どこのグループに入って米を出すかというところも担保になる。先ほど言われた、C さんなら C さん。だから、生産者さんの物の、作って売る、やはり食べなければいけないので、作って売るというところもあるし、それが農協を通して、私達消費者の口に必ずしも入っていないというところが、やはり生産者さんが物を作って売るという行為一つがかなり多様化されていて、やはり生き残りも考えているから、いろいろな苦労をされていて、ただ、失礼だけれども、あまり知恵のない、とにかく食わなければいけない、とにかく持つて行って買って欲しいと思う人は農協のところに持つて行って、農協のもっと志の高い、プランディングのされているところであれば、少し高く売れたかなというのが、最近の現状なのかなとすごく感じていたのですね。

【赤尾】最低レベルでの、いわゆる飼料安全法とか農薬取締法とか、残留農薬系は、クリアするというのが前提となっているのです。その安全の部分というのは担保されている。その次にというので、有機が出てきたりとか、という形なのです。それを農協が取組宣言の中で唱つてという形にならざるを得ないと思うのです。一番最低限のレベル、例えば食品の方でしたら、管理運営基準、いわゆる生産者の方ですと、農薬取締法、並びに、食衛でも残留農薬基準の検査を行っているので、そこからさらに、消費者に。

【座長】実はこの取組宣言の、この上の表（資料2）で分かる通り、ここで問題になったのは、安全面（衛生面）での枠付けというのが、義務化されたから、それは取組宣言の対象ではないよねという議論があったのです。それはそうなのだと思うのです。問題は、それは当たり前なんだと考えた時に、取組宣言は最低限のものなのか、それともこれ自体が付加価値なのか、そのところの仕分けなのだと思うのですよね。だから、最低限は最低限で当たり前なのであって、それからさらに付加価値としての取組宣言という部分での位置づけを、もう一回我々自身がどう考え直すのかという部分になるのかなと思います。

【植松】付加価値で捉えていくと、かなり、数値を上げることがすべてではないのですけれども、取組宣言の宣言者数を増やしていくのは、はっきり言ってかなり難しいかなと。何故かというと、どうしても事業者というのは事業形態をとっているところと、例えば個人で生産をしていかれている方というのは、組織面でもかなり違いますし、それを同じベースで、一営業者、一事業者みたいな単位で捉えていくのは、かなり理不尽なところはあると思うのです。逆に、食品衛生法 52 条の、営業許可を要する施設・要しない施設の監視指導率が全て 100% を超えているわけですよね。ということは、法律上は全て取組宣言をやっていると言ってもおかしくないという数字だと思うのです。だから、付加価値ではなく、当たり前のことなのだけれども、例えば義務

化されたことによって、宮城県のガイドラインに定める主な基準は次の4点ですと言って、衛生管理基準、適正表示の確認、自主検査、記録の作成・保存、少なくともこの4つがあれば、これを重点的に取り組みます、1項目だけでもいいから取り組みますというだけでも、取組宣言になるとすれば、100%になるわけです。この巡回指導をしてくれる方が、その段階で、どこを重点的にやれるかということを確認するだけで、取組宣言の重点実施事項になるわけですよね。そういう風にして100%どの事業者もどの生産者も取り組んでいますと言う方が、宮城県の食の安心安全をレベルアップさせていくためには、こっちの方がいいのではないか。

【座長】全体をレベルアップさせるにはその方がいいということですね。ただその場合で難しいのは、全体をレベルアップさせるということが本当の意味で付加価値なのか、それともそれ自体がすでに付加価値だからいいんだと考えるかなのですよね。

【植松】ですから、これは当たり前なのだから、それ自体がさらなる付加価値をつけていかなければいけないということは、ハードルが一つ上がっていくわけです。だから、星印一つが、星印二つだったり三つだったりという、ランクアップということになるわけですよ。仙台市では。それを必ずこの中に盛り込んでいかなければ、その付加価値を前提にしたものにはならないということだと私は思いました。だから皆スタートラインは星一つですよ。だって、営業の許可なく営業していないわけですし、最低ラインは守っているわけですし、宮城県のガイドラインを守っているわけですし、これに抵触したら営業できない事業所もあるわけですし、営業許可がなくてもできるところであってもきちんと保健所さんが巡回指導に行って、営業許可がないところは2回くらい行っているわけですよね。

【座長】3回くらい行っています。

【植松】3回くらい行っています。そのくらい指導しているんですよということですから、皆スタートラインは星一つであるわけです。そこからランクアップして、星二つ三つというのを、やはりある程度衛生面とかいろいろな自主基準を含めてですけれども、そういったものを作っていく方が。

【赤尾】それが登録認証制度。

【植松】そうですね。それを盛り込んで。実行レベルに落とし込んで。

【赤尾】HACCPということで。取組宣言とはまた別な。

【植松】別ではなくて、リンクして行った方が。

【座長】結果的に、県にいろいろな認証制度があるわけで、そのいろいろな認証制度を取組宣言の中に取り込めるないだろうか。というのが、これまでの議論の大きな枠組みだったと思うんですよ。だから、取組宣言そのものの意味合いとか、取組宣言そのものの価値を上げるために、現在平行して存在している様々な認証制度を取り込む、それが、逆に言えば自分の所の得意分野という表現だということですよね。

【植松】そうです。ですので、宮城の食材を使っている、みやぎ食材王国とかありましたよね。

【赤尾】地産地消とかいろいろ、それを取組宣言の中に取り込むというのを、一つの考え方として出していたんです。

【植松】そうやって取り組んでいって、誰もが見てシンプルに分かりやすく。基本は食の安心安全だよ、何かあった時にはすべてを総動員してチェックしていくよというような。

【座長】そこで、一つの方向性なのですけれども、先ほど植松さんがお話しされた、モニターと、消費者教育という中で言うと、一つの形として、これはもちろん大きいところでしかできませんけれども、つまり、社内モニター、店舗ごとのモニター制度みたいなものを作っていく、そしてそれは消費者教育に結びついてきますよね。それを取組宣言の中に入れ込めないだろうか。もう一つは、取組宣言の中で、付加価値とか、例えば県の他の認証制度を自分の取組宣言の中に取り組んだ場合は、それを消費者モニターがチェックするという態勢を、もう一度そこへ取り込めないだろうか。この二つの形でそこをタイアップできると、もう少し変わってく

るかなという感じはするのです。確かに、個人商店などだと、それはできないかも知れません。できないかも知れませんけれども、例えば個人商店が、自分のところにきたクレームとか、お客様の意見を、私達はこのように活かしています、もしくはこのようない形で再発信していますというようなことが、実は取組宣言をしていく中で、非常に重要な要素なのですよと。だから、(報告書(案)6ページの、県のガイドラインに定める主な基準(四角囲み)の部分に関して)この4つありますよね、この中で、自主検査については一定程度役割を終えたということであれば、これは削除してもいいでしょう。そのかわり、記録の作成・保存はやっている以上当たり前なので、これはこれで入れていいのですけれども、4として、お客様の意見、それから自前のモニター的なものを、情報発信とフィードバックをするということ、それはイコール消費者教育につながるわけですけれども、それをガイドラインの中に盛り込んだらどうだろうか。

【植松】それはあると思います。要するに、お客様、消費者からの意見を集めていく部署を自分の会社の中に作りますということですね。

【座長】ある意味ではね。同時にそれは、逆にお店として消費者にももう一回戻していく。

【植松】そうですよね。消費者教育もそこで行われるのが理想だと思うのです。何故かと言うと、私もお客様相談の仕事をずっとしていて、消費者がものを知らないことが多くて、お客様にいろいろなことを情報提供すること=クレームの減少につながっていくというのは、自ら経験していることなので。

【座長】誰かが言っていました、「クレームは宝だ」という、やはりそのところを、取組宣言者は、積極的にクレームなり消費者からの声を受けますと、受けてそれを自分達の中で消化するだけではなくて、それをまた情報発信していきますということを、取組宣言の一つ要件にすることによって、またそれを逆に消費者モニターがチェックしますという形で、そのところの連携をとれないかなと感じているのですけれども。取組宣言をしましたと、それは付加価値であって、メリットなのですけれども、同時に、宣言したことによって、消費者モニターのチェックを受ける立場に、より強いチェックを受ける立場になりますと、でも、それをクリアしますということで、取組宣言そのものを付加価値化していく、高めていくというファクターはあるのではないかと思いますけれども。

【植松】それはたぶん、生産者でもHPを公開していたり、電話番号を公開していたりしていますよね。なので、それは生産者でも可能のことなので、大丈夫ではないかと思います。

【入間田】宣言している人達にはいろいろな事業者がいて、皆さんはすごくレベルの高い事業者さんから出発しているような気がするのです。私も生協のことしか知らないので、例えば温度管理をやれて当然と思っていますけれども、実際に宣言している事業者一覧を見ていただければ、例えば適切な衛生管理について、本当に全部理解してやれているのだろうかとか、表示もとても今難しいので、悪意ではなく、本当に適切にやっているのかどうか、原産国表示とか、とても難しくなっているので。私は、この取組宣言を始める時には、良いところをより上げるのではなくて、宮城県内全体の全ての事業が、例えば一人でやっているような八百屋さんとかも含めての自主基準を意識して、それを公表して、そのことが、簡単に言うとコンプライアンスですが、それが自分の責任だということを認識してもらう第一段階の宣言だと思っているのです。私は今回の宣言も、いろいろな議論になっているのは、次の段階、例えば消費者の声を集めて分析して、それを公表して、自社のヒヤリハットで改善するというのは、ある程度組織だった事業者でないととてもできないと思うので、それをカバーしてあげるような宣言のシステムでいいと思っているのです。なので、今言ったようなものは、宣言の付加価値として、別枠で、そういうことも県としてお手伝いしますよ、モニターさんを紹介しますよとかを、付加価値としてつけるのは構わないけれども、この事業全体がそちらにシフトしてしまって、どんどんこぼれ落ちていく人達がいて、私はそれでいいとは思わないです。例えば問題発生時のマニュアルを作ること自体がとても難しいことで、一見簡単なようなことだけれどもできないことを、少なくとも意識してもらって、

一番最初のマニュアルは県の保健所に連絡するということいいと思うのです。そしてそれが、次の段階になって、責任者を決めて、というようなことなので、私は今言ったような議論も盛り込んでいいと思うけれども、そうではない、ここに書いてあるような事業の概要のスタンダードな、シンプルなものがあって、その上で、今言ったようなものも付加価値として加えていかないと、私はこの実施状況の報告書でさえ…。まずそこら辺を、きちんと一年に一回報告書を出してもらうようにするということを書くとか、それから、いろいろな情報とか、例えば問題発生時のマニュアルについて県の方に問い合わせたら、スタンダードなモデルを提供してもらえるような、要するに、取組宣言者に対しては、スタンダードな問題発生時のマニュアルについてご相談できるような体制にするとか、県は大変かも知れないけれども、それほど難しいことではないし、例えば適正な食品表示についても、宣言者に関しては窓口一つで完結するようにできるとかいうようなことをしていければいいので、今言った様々なことは、書き加えて下さっても結構だけれども、段階的に、こぼれ落ちるような事業にはしていただきたくない。

【座長】今のお話の中で大きいのは、宣言者に対して県は何をしてくれるのですかという部分も一つあると思うのです。そこら辺は、県としては。

【赤尾】今の入間田さんから話が出たのですけれども、問題対応マニュアル、確かに一番最初の入り方というのは、何でもいいから保健所に伝えてくださいという形での入り方だったんです。管理運営基準で、文書の管理ということで、今度はそれぞれの、こういうケース、苦情によってもいろいろ出てくるのです。業種によつても違うのですけれども、異物混入から表示の違反から、お客さんから、売った商品にカビが生えていたというような。ですから、その時にそれに応じた段階での、まずお客さんとのやりとりがあつて、次に、どうしてもまとまらない時に、という風に次のステップに、どんどんレベルアップしていけばいいと思うのです。ですから、保健所とか食と暮らしの安全推進課の方では、県として、最初はとにかく手を挙げてもらって、いわゆるステップアップという話がありましたけれども、その時にどういう風な形でのやりとり、その時に、合わせて消費者モニターさんなり何なり、アンケートをとっているので、それについて、今消費者はこういう風な形での、例えば食品に対してどういうことを不安に思いますかということで、原産地表示の欠落、期限表示、添加物、残留農薬、こういう風な形で、消費者さんはいろいろ感じていますという風な提供ができるということで、やりとりを行えれば。そこら辺の中で、モニターさんへの情報提供を年三回ほど考えておりますけれども、その情報提供を、今県としても、消費者モニターさんへ情報提供を行っていますという形で伝えていける形でうまくまわればいいのかなと考えています。

【入間田】今言ったようなことをここに書き込めば、県はすごくたくさんあるように見えますよね。

【座長】それは意味があると思うのですね。消費者モニターに対してフィードバックをするのと同じように、取組宣言者にも何らかのフィードバックを県がするのだという…。

【赤尾】宣言者にも何らかの形でやって、それを商売に活かしてもらう。同時に、次の段階、例えば、どうしても、今、入間田さんから話があったように、取組宣言者は、個人商店のレベルから、県内に流通している商品を作る業者、あとはそれこそ広く全国を視野に入れているお店と、分かれてしまうのです。どうしても、マニュアルといつても、その段階段階、例えば業種によっても、乳類販売業の、おじいさんおばあさんがやっているところというのは、とにかく温度管理、冷蔵庫の温度を毎日チェックしてくださいという、そこら辺から始めないと、つまずくと思うのです。逆に、県内で展開しているささ圭さんのようなところと、さらに、製造業でしたら、宮城の登録認証というものもあります。生産者ですと、一応残留農薬基準とか、ポジリス（ポジティブリスト）にかわってから、一律基準になっていますという話で、あとはいいろいろ、環境に優しいとか、地産地消とかという風な形で、書いていければという風には思っています。

【桔梗】先ほどお話をされていて、自分がここに来た原点を思い出したのですけれども、私も入間田さんの意

見と同意見で、制度としてやるのなら、皆が、総参加運動と言っているから、私は、申し訳ないけれども、八百屋さんでおじいさんとおばあさん二人でやっている小売店も知っているし、生産者さんといったって、お父さんとお母さん二人でやっている生産者だっているのです。この宣言の時にお話があつたように、結局報告書の制作というものはどうしますかというのが、あり方検討会であった時も、私はこれをあえて削除するのではなくて、廃止するのではなくて、継続するべきだと。ただ、今までの、記録作成の中身を精査して、もう一度見直しをして、どのくらいのボリュームか私は分からなければ、ひどく大きいボリュームだったら、もう少し書きやすい報告書に直すとか、精査する必要はあると思います。ただ、やはりそれは大手さん重視で、資金力もあって、人材力もあってというところを引き上げるのではなくて、総参加運動で、皆が引き上がってく、ただそのためには、衛生管理とか、保健所と JAS法とか表示ということだけではなくて、あえて地産地消のものを何%うちは置いていますよとか、例えば誰でも参加できると言つたら、うちはなるべく減農薬で作っていますよとか、そういう特徴のところを拾い上げて、皆で、総参加運動で、できることをアピールしていく、アピールされないと、買う方の消費者も、相原さんの所はそういう野菜だったのねと気づけないことを気づかせてくれるようなマークであるのがいいのかなと思って、今まで発言してきました。逆にそれが、まわりのルーツとなってまわっていく時のイメージとしては、いろいろなところで講習会をこれからもやっていきましょう、情報発信をしていきましょうといった中に、それが、モニターだよりがある、講習会があるといった時に、今日は石巻でやる、今日は登米でやるといった時に、登米の宣言者を担ってくれた、製造業者なのか小売業者なのか分からないけれども、その人達にも参加してもらって、消費者と一緒に対話する、それはもちろん大手流通もあるけれども、中堅のところもあり、カテゴリーも、3、4、5者くらい入ってもらって対話する機会を設ける。モニターだよりにも、野菜の産直売り場に顔写真がついているように、今日の一コマ、今月の一コマではないけれども、石巻地区誰々さんとか、名取地区誰々さんみたいな感じで紹介、うちはこんな宣言をしていますというような、一口PRみたいなものが入っていると、楽しいし、知らないことを知れて、モニターの人も嬉しいし、お得になったような気がするというようなもので、生産者さんとか製造者さんも、それで知つてもらって売り上げが上がるとなれば、県に参加して良かったなというのが、私はメリットになってもらえるような仕組みになればいいなとすごく思っています。

【入間田】私はみやぎ生協に言ったのですけれども、「この宣言のHP、県のHPに自分のところの情報を載せてもらっているのよ、もう少し書くことはない。自分のところで検査室を持っていると何故書かなかつたのですか」と言ったのです。それは、大きいところはあるけれども、小さいところで同等の分量の情報を県のHPに載せられるというメリットを、やはりそれも唱わなければいけないと思うのです。Eとかグルメの雑誌があるけれども、きっと事業者の数で一番きちんと、区ごとに載っている、私は、かなりエネルギーを使って県はこのHPを作っていると思うのですけれども、区ごとに検索して、事業体別に出てきますよね。そういうことを載せてもらえるということも、私は取組宣言者に唱つていいと思うのです。自分のところのPRも載せられるわけですから、そういうことも、言わないと分からないかなと思ったので、それはここに唱つて欲しいと思います。

【座長】今お話を伺いながら思ったのですが、19ページの改正案を少し書き換えさせていただきたい。

まず、名称はこれで構いません。

2 事業の概要、構わないのですが、ここに、目標としては、桔梗さんがおっしゃったように、やはり県民総参加運動なのだから、関わる事業者・生産者・及び消費者全員が、この取組宣言に関わっていくような形を模索していくという部分を、ここできちんともう一回唱うべきだと。先ほど入間田さんがおっしゃったように、やはり落ちていくのではだめだと、あくまでも増えていくという、最終的には宮城県の県民 230 万人全員が、実は取組宣言者なんだよというところまで持つていけるような意味合いを、やはりここに入れたい。自ら公開

するなどして、例えば、県の生産者・事業者・消費者全員が取組宣言者であることを自覚できるような運動に持っていくという部分を、ここに一つ入れさせていただけないかなと。

それから、3 主な改正点としては、(1) 得意分野、(2) マーク、(3) 手続きに加えて、手続きを最後にしてもいいのですけれども、(4) その他ではなくて、(4) 連携という言葉にしていただいて、まず最初に、①県による支援、この中身では、HPの充実、HPによる情報発信の拡充というのを入れる。それから、これは制度のPRとも密接に関係するわけですけれども、その次に、やはり、県による支援の中に、取組宣言者に対して県が行なう支援の内容を今後さらに詰めながら実施していくと。それの中には、例えば先ほど言ったような、いろいろなサービスを県が提供できるようなものはいったい何があるかとか、モニターを紹介しますよとか、例えばHPの方で、一定のマニュアルみたいなものを紹介しますよとか、クレームを受けた場合に、それをどのように活かしていくかというような、例えばその枠付けとか、一種の形のようなものを提供しますよといったようなものを、県も支援策として、それは取組宣言者に対する支援策としてそこに唱うということを、ここで一つ出していただきたい。もう一つは、モニターとの連携という部分も、具体的な形でここは強化していただいて、例えば宣言者に対する消費者モニターの来店であるとか、そういったものも、来てもらつては困るという人もいるかも知れないけれども、それは論外なので、逆に、来ていただいて、そこから情報発信なり、お店に対して何か意見を言っていただくような機会を設けるという形での連携。これは生産者も同じなのですよね。個別の農家に行くのは容易ではないかも知れないけれども、例えば相原農場だったら相原農場へ行くということは十分可能なので、そこへ行きますというような形での連携というのは、あっていいのだろうという感じを受けるのですね。その二つが入るだけでも、相当メリットを、ある程度実感していただくような形にはなるかなと感じを受けるのですけれども。

他に何か足りないものがあるか考えたのですけれども。植松さんがおっしゃったように、最低ラインを守っているのだから、星一つというのは、ここはやはり一番重要なのだと思うのです。県の全体がまず星一つで、そこからスタートして、どうやって上げていくかという。上げていく時に、県が何を支援するか。だから、宣言だけさせておいて終わりではないよというところに、やはり一つ、少なくとも行政の枠組みとは、どこか今までのものとは違う感じを出せばいいのかなという感じを受けるのですけれどもね。相原さん、どうですか。消費者モニターが訪問しに来るというのは。

【相原】いいですね。やはり私達も、ぜひ来てくださいと、絶えず受け入れています。公開して、これはどうしてこういう風にして虫が食うのかを理解することも、消費者に知って欲しいのですよ。夏場はどうしても虫ができやすいので、上手な立派な野菜ができるないということから始まらないといけないと思うので、私は畑を見学に来たいという人には、ぜひ見に来て下さいというようにして、一つ一つ野菜のでき具合も、例えばねぎだったら、4月に植えて、次の年の9月から収穫するのだという、一年間かかるということも知らない人もいるので、そういうことからスタートかなと思って。一生産者ですけれども一消費者でもあるし、そういう事業者も生産者も、一般公開していいよというくらいの気持ちがないと、食の安全安心ではないですけれども、来て下さいまでは言えないと思うので、そういう大きい気持ちを持って。確かに皆さんのクレームも来ます。どうして最近虫の多い野菜が多いですかと来て、来てもらいました。それはホテルだったのですけれども、その時はそういう風に説明して、「一週間待って下さい、もう一回カットして、また新しく出たものを持って行きますから」という風にして。苦労とかいろいろありますけれども、やはりそういう風にして訴えていく、そういうのが、食に関わるものとしての私達の役割かなと思って。

【座長】やはりモニターとしては実際にモニターをしたいのですよね。消費者のリーダーたれと言われるよりは、むしろモニターとして、という。

【桔梗】逆にそういうところに行ったら、生産者さんのファンになるのではないですかね。行ったところの

ものを食べたいとか、また買いたいに行きたいし。

【座長】取組宣言ファンクラブを作ったらしい。意外にいいかも知れません。

【桔梗】やはり、顔を見たことがないところに行って、初めて生産者さんを知って、そのものを食べた時に、それが農薬まみれのものであっても、消費者はすごく感動するはずなんです。畑に行ったことがない人が行ったというだけで。そうするとそのものを食べなくなるし、やはりファンになると思うのですよ。何でもそうだけれども、ファン作りだから。それが小売店で、お饅頭屋さんでも、お魚屋さんでも、同じだと思うのです。

【座長】今日の牛肉もそうですね。入間田さんはいかがです。

【入間田】今言ったような細かいいろいろな工夫はたくさんできると思うのです。例えば、訪問したところをHPに載せるとか、HPに訪問して欲しいところが手を挙げれば、そこにモニターさんが行って、自分で取材してデジカメで撮ったものを送るとか、いろいろなことができると思うので、そういうことをモニターさん達に考えてもらってもいいのではないかなど思ったりしていますので、すごく発展できるような仕組みなので、言うは易く、やるは難しいけれども、希望の持てる仕組みにできたのではないかなど。

【座長】結局取組宣言をすることが、実は次につながるのだと、その次につながる材料として、県からの支援と同時に、消費者モニターとの連携という形を両方結びつけることによって、取組宣言のメリットをそこで最大限活かせるような形に持つていければというのが、やるとすればそこしかないのかなと思うのですけれども。もう時間もないのですが。実は私自身非常に気にしているのが、前回桔梗さんがおっしゃった、アピールポイントというのは分野かカテゴリーかそれとも性能かという話をされたでしょう。逆に言うと、だったら分野でもいいしカテゴリーでもいいし性能でもいいのだと。だからアピールなのだ。そのかわり、そのアピールは常に検証されなければならない。その検証の部分も、実は取組宣言をする以上、検証されますということを担保してくれということで、それは性能でもカテゴリーでも何でもいいということになるのかなと感じているのですけれども。最後に一つ、消費者教育とモニターの有り様というのは、どこにどういう風に盛り込めばいいのか、微妙な問題ですけれども。私は、あれはあそこから外した方がいいという風に基本的には思っています。ただ、この宣言の中に、どこかそこへつながるような、一言何か入れられないかなという気持ちが少しあるのですけれども。

【植松】やはり、事業者の活動の中だと思うのです。だから、義務ということではなくて、そういうことを目指して、みたいな。

【座長】この手続きのところに、逆に言えば、例えば、消費者対応でどのように取り組んできたかということを、やれる事業者は積極的にやって欲しいということを。

【植松】どんどんやっていくことが、コミュニケーション。

【座長】さて、相当文章を変えていただきなければならない結果になりそうなのですが、もしよろしければ、その部分は私と事務局で協議させていただいて、27日の推進会議に提出させていただければと思います。もう一つお願いがございまして、できれば27日の推進会議を傍聴していただけないかなと思いまして。会議のお知らせというものが最後に入っていると思うのですが、これをできれば見ていただけないかなと。どのようなことをやっているのかということもあると思うのですが。ややしやべっているのが、小金澤先生と私と入間田さんだけではないということも含めて、見ていただければと思います。ここは後で調整していただければ結構です。事務局の方で、今大体、まとめたという形にはなっていないのかも知れないですけれども、方向付けが出たと思うのですが、いかがでしょうか。

【菅原】座長の方から、大山課長の方に、報告書ということで、ご報告をお願いできればということでございます。

【座長】はい。

この報告書は原案ですので、最終的にここから変わってまいりますけれども、今議論の最後の部分をお聞きいただいた、そこが中心になるのかと思います。4回に渡って議論をし、様々な部分で意見を述べてまいりました。結論の部分には、モニター制度と取組宣言二つのうち、モニター制度については、よりモニターとして充実した活動を目指す形で、県との連携、それから、ある意味では取組宣言そのものとの連携を図っていくという方向で見直しを進めていただきたい。それから、この取組宣言については、実は取組宣言をしたことのメリット、そしてそれによって自分達も一緒に発展していく、さらに言えば、最終的に、宮城県の総参加運動として、県全体が取組宣言者であるような形で展開をしていくためのアイディア、もしくは方向付けというものを議論させていただいて、出させていただきました。最終的に、まとめはもう少し時間がかかるかも知れませんが、一応これをベースにして、県の方には正式に提出させていただければと。とりあえず今回は、報告書の原案をお渡ししたいと思います。

【大山課長】ありがとうございます。今最後の部分を聞かせていただいている、まだまだ議論が足りないかな、ただ4回という、どちらかと言うと少ないのかなという思いもあるのですが、たくさん議論していただいて、まとめていただいているので、ぜひうちの方としては、今回出された報告書の中身を、新しい取組宣言、県民総参加運動に活かしていきたい。本当に、最後の短い時間の中で聞いていた時に、こういう風にやれればというので、今からこの内容をもう少し座長と一緒に精査していって、できれば皆さんには27日だけではなくて、その前にできあがったものをお送りして、見ていただいて、なおかつ27日の推進会議も傍聴していただければと思います。ありがとうございます。

【座長】皆さんありがとうございました。基本的に議論は尽きないです。

【菅原】それでは、以上で閉会ということでよろしいでしょうか。それでは、ただいまをもちまして、第4回あり方検討会を終了いたします。ありがとうございました。